

安平・厚真行政事務組合のページ

7月からはじまった「ごみの有料化」には、町民の皆さまのご理解とご協力により混乱なく、実施されています。

その中でも、特にお問い合わせいただいた疑問などをお知らせしますので、今後ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

どのごみ袋に入れるの？

品目等	ごみ袋種類等	注意点等
汚れのひどいプラスチック製品	全て「もやせるごみ」	汚れが落ちるものは、軽くすすいでからプラスチック（資源物）として出してください。
せん定枝	袋をしません ※ただし、12月～3月はひもで縛ったあと、もやせるごみ袋を巻きつけて出してください。	50 cm以内に切断し、ひもで縛ってからステーション横に出してください。
スプレー缶	透明な袋（レジ袋可）	火災予防のため、缶に穴をあけ「有害ごみ」として出してください。

旧袋はいつまで使えるの？

6月まで販売していた旧袋の「もやせるごみ（ピンク色）」、「もやせないごみ（青色）」、「生ごみ（黄色）」は、11月1日（金）以降は、ごみステーションに出すことができませんので、ご協力をお願いします。（旧袋で出されたごみについては、回収しません。）

残ってしまった旧袋は、自己搬入の際に使用するなど工夫してください。

※「資源回収袋（透明）」は引き続き使用できます。

収集日はどう変わったの？

毎週土曜日「もやせないごみ」



第1・3土曜日「もやせないごみ」「有害ごみ」
第2・4・5土曜日「紙類」

事務局からのお願い

詳しくは、「分別ガイドブック」をご確認ください。

- ◆もやせるごみの中に、「紙類」で出せるものが混ざっています。違反ではありませんが、紙類を資源化することで、ごみ袋購入費用の節約とごみの減量につながりますので、分別にご協力ください。
- ◆処理場へごみを持ち込む場合は、有料指定袋以外の透明（半透明でも可）な袋を使用しましょう。ごみを持ち込む場合は、ごみの重量により料金がかかります。
- ◆家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）は、処理場への持ち込みやステーションに出すことはできません。家電リサイクル法で定められた「リサイクル料」を負担し、販売店または廃家電収集運搬業者へご相談ください。（分別ガイドブック P24 参照）
- ◆布団やマットレスを処理場へ持ち込む場合は、必ず1枚ずつひもで縛ってください。
- ◆小型電子（電気）機器の処理は、町内各公民館に設置している「回収ボックス（青色）」をご利用ください。また投入口（30 cm × 30 cm）に入らない場合は、処理場へ持ち込んでください。

安平町から出されたごみは、皆さまのご協力により分別が大変良いと評価をいただいています。これからも、きれいな街並みを維持するためにも、さらなるご協力をお願いします。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151 / 住民生活課 ☎ 2940